

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 25日

和歌山県知事 殿



提出者 奈和建设株式会社
住所 和歌山県橋本市賢堂1114-1
氏名 代表取締役 乾 芳之
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0736-32-3733

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	奈和建设株式会社
事業場の所在地	和歌山県橋本市賢堂1114-1
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 2億5千万円
③ 従業員数	30人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事 → 分別 → がれき類 → 再生処理 木くず → 再生処理 混合廃棄物 → 最終処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和元年度）実績】

産業廃棄物の種類

別紙のとおり

排出量

1614.1 t

t

(これまでに実施した取組)

年度の受注状況により左右されるが、近年の傾向や前年の実績より推計する等により産業廃棄物の種類毎の排出量を予測する。

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類

別紙のとおり

排出量

1500 t

t

(今後実施する予定の取組)

近年の実施状況から、削減取組を推進する。

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
がれき類、木くず、混合廃棄物等に分別する。混合廃棄物の発生は分別解体等により抑制するとともに、混合状態で排出されるものは展開場において適正に分別、処理することにより可能な限り削減する。

② 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
近年の取り組みを踏まえ、具体的な作業手順について従業員の教育、啓発及び関連会社との周知連携を図りながら適正な廃棄物取扱いの努力を進める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら直接再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら直接再生利用は行わない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら中間処理は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和1 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	1614.1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	164.1 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1450.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約を締結に当たっては事前の現地確認をするとともに、委託後に定期的な確認を行う。 再生利用が可能な産廃物については、積極的に再生利用を推進する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	1500 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	400 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1100 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<p>これまでに実施した取り組みを継続する。 さらに適性の委託先の選定に当たり、優良産業廃棄物処理業者に関する情報収集し活用する。また再生利用が不可能な産廃物については、熱利用を推進等の委託先についても情報収集等を進める。</p>			
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属: 建設部	職名 土木部長
現場責任者	現場作業所	職名 各現場主任
現場担当者	現場作業所	職名 担当者
産業廃棄物 処理責任者		
廃棄物処理施設 技術管理者		
役割	統括責任者	①委託契約締結 ②処理業者及び処理状況の情報収集、現地確認 ③再生利用の推進(委託先ルート確保)
	現場責任者	①産業廃棄物取り扱い手順等の策定 ②従業員並びに下請業者等への教育、啓発等 ③帳簿類の作成、管理 ④廃棄物処理関係法令を遵守した作業の推進
	現場担当者	①マニフェストの交付 ②産業廃棄物の分別及び保管業務
組織図		
<pre> graph TD A[取締役会] --> B[総務部] A --> C[運輸部] A --> D[建設部] D --> E[現場作業所] </pre>		

